令和５年５月８日

指定給水装置工事事業者　各位

霧 島 市 水 道 事 業
霧島市長　中重　真一

指定給水装置工事事業者の更新手続きについて（通知）

時下、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の皆さまは、５年ごとに指定の更新が必要となり、今回の通知が届いた事業者が該当します。

霧島市水道事業におきましては、下記のとおり更新手続きを受付ますので、通知します。

なお、期限までに手続きの無い場合は指定の失効となります。

また、手続きが行われない場合でも再通知は行いませんので、手続き忘れの無いように、ご注意ください。

記

１．今回更新の必要な霧島市指定番号：№３０９～№３７２

２．現在の指定の有効期限　　：令和５年９月 29 日

３．今後のスケジュール

①指定給水装置工事事業者講習会を実施します。

日時：令和５年６月 30 日（金）午後２時（受付：午後１時 30 分から）

場所：隼人農村環境改善センター（霧島市隼人体育館隣り）

※別紙にて出欠の返信をお願いします。

②更新申請書について　・・・霧島市ＨＰ内の「指定給水装置工事事業者指定関係」からダウンロード若しくは水道工務課窓口での受け取り

③更新申請書の提出期間・・・令和５年７月３日～7 月 31 日

④提出の方法　　・・・水道工務課窓口へ持参、若しくは原本郵送。メール不可。

（郵送の場合は後日、聞き取りの対応可能な担当者名を記載すること。）

⑤審査と新指定証の送付・・・８月中に審査と聞き取りを行います。

９月に新指定証を郵送します。

（新指定証に次の有効期間が記載されています。）

指定給水装置工事事業者講習会の実施について

１ 目　　的

本講習会は、霧島市に登録している指定給水装置工事事業者に対し、必要な情報提供を行い、資質の維持・向上を図ることにより適切な給水装置工事の施工を確保することを目的としています。

また、令和元年１０月の水道法一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定期間に5年毎の更新制が導入され、更新時には講習の受講実績について確認することと定められていることから、実施するものです。

２ 受講対象者

受講者は、指定業者の代表者又は給水装置工事主任技術者等、講習の内容を社内で周知できる者とし、指定業者1者につき1名を原則とします。

（マスク着用については、任意ですが、発熱等の風邪症状がみられる方や体調の悪い方は参加されないようお願いします。）

３ 日　　時 ： 令和5年6月30日（金） 午後2時から午後3時30分
（受付：午後1時30分から 隼人農村環境改善センター入口）

４ 場　　所 ： 隼人農村環境改善センター（霧島市隼人町内山田一丁目 14 番 10 号）

５ 講習会への出欠確認について

講習会への出欠確認のため、参加・不参加に関わらず、別紙をご記入の上、FAX（0995-42-2833）してください。（水道工務課窓口への持参、もしくは郵送での提出も可。）

６ 参 加 費 用 ： 2，000円

７ 参加費用納付期限 ： 令和5年5月31日（水）午後5時まで

① 霧島市上下水道部お客様センターで納付される場合
水道工務課に納付書を準備しておりますので、受け取り後お納めください。

② 振込で納付される場合
下記口座へお振込ください。※振込手数料は参加者負担となります。

【振込先】
あいら農協 霧島市役所支所 普通 366
ｷﾘｼﾏｼｽｲﾄﾞｳｼﾞｷﾞｮｳ ｷｷﾞｮｳｽｲﾄｳｲﾝ ﾎｳﾄｸ ﾌﾄｼ
霧島市水道事業　　企業出納員　　寶德 太

8　会場案内図

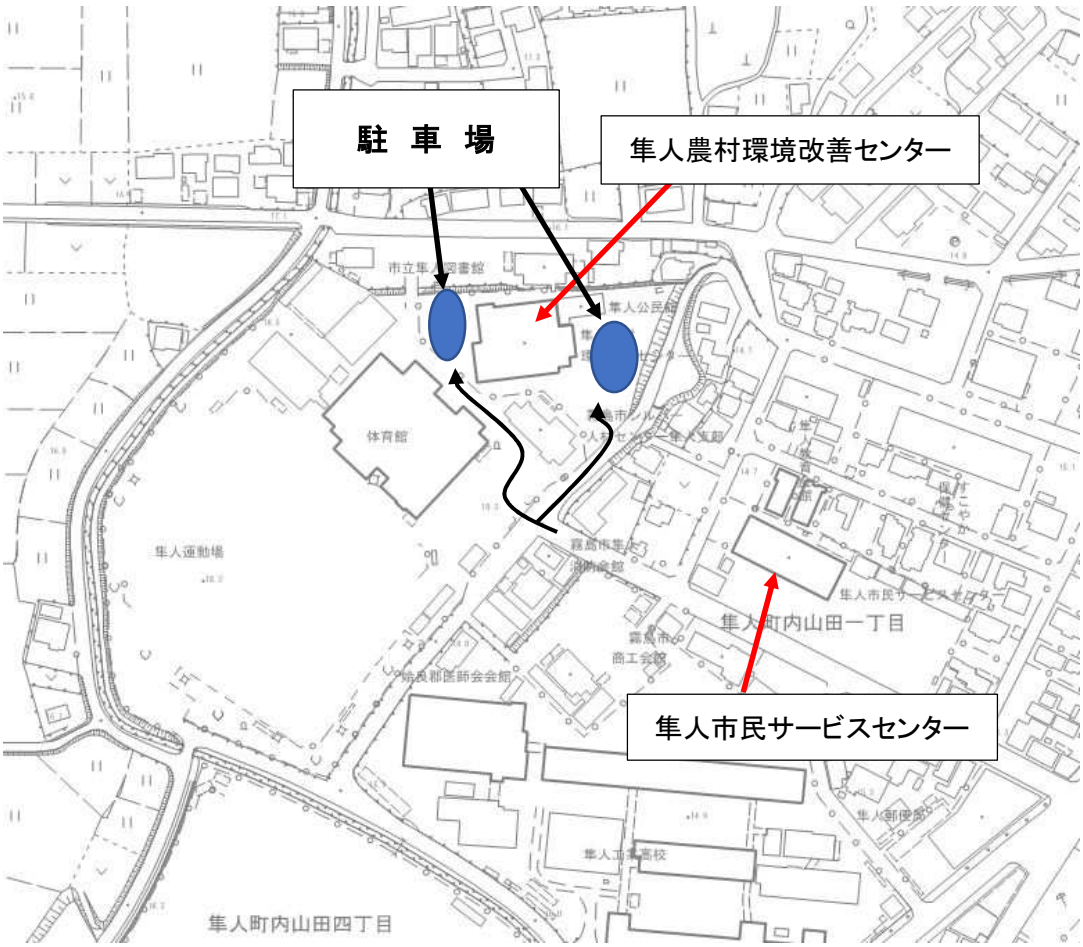

9　問い合わせ先

〒899-5192　霧島市隼人町内山田一丁目 11-11

霧島市上下水道部水道工務課

電話：0995-42-3501　FAX：0995-42-2833

指定給水装置工事事業者講習会　出欠確認書

指定番号	

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指定給水装置工事事業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当する箇所に☑を付けてください。

１　講習会への参加について

☐　参加する　⇒２へ　　☐　参加しない　⇒　３へ

２　参加費の支払い方法について

☐　お客様センター窓口　　☐　振込

※　参加される方への確認事項は以上です。

３　不参加の理由

☐　他で受講　　☐　その他　（　　）

提出期限：令和５年５月31日（水）

提出方法：ＦＡＸ（0995-42-2833）送信票は不要。

（水道工務課窓口への持参もしくは郵送での提出も可。）

※　講習会受付時に、指定番号・事業者名をお伝えください。